

令和5年 第6回 福岡市東区選挙管理委員会

4月6日（木）

【 議 題 】

- 1 議案第 31 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の変更に係る専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第 32 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の変更に係る専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第 33 号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 4 議案第 34 号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者の変更について
- 5 議案第 35 号 福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について
- 6 くじの実施 福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定に係るくじの実施について
- 7 議案第 36 号 福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

< 次 回 >

委員会 令和5年4月9日（日）午前10時00分～

議案第 31 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の変更に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 6 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、
(略) 委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第2号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における東区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月3日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

(根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法施行令

第二十四条（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第二十五条（表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名（略）を告示しなければならない。

1 東区役所別館3階301会議室

(1) 投票管理者

職務を行う日	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
令和5年4月6日	福岡市中央区	小田 賢一	福岡市西区	藤井 浩

(2) 投票管理者の職務代理者

職務を行う日	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
令和5年4月6日 8時30分～14時15分	福岡市西区	兼重 俊宏	福岡市博多区	西田 里紗
令和5年4月6日 14時15分～20時00分			福岡市博多区	御船 良太

2 なみきスクエア1階 交流ロビー

(1) 投票管理者

職務を行う日	解任する者		新たに選任する者	
	住所	氏名	住所	氏名
令和5年4月6日	福岡市南区	檜木 伸昌	福岡市南区	梅野 貴史

議案第 32 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の変更に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 4 月 6 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

地方自治法施行令

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、
(略) 委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第 33 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年4月6日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 日本国籍を失った者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和5年4月6日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 34 号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者
の変更について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における
東区の投票区の投票管理者を次のように変更する。

令和5年4月6日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕 江

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 37 条第 2 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

公職選挙法施行令

第三十七条 (投票管理者)

各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

投票管理者のうち、変更する者

1 投票管理者

投票区	解任する者		新たに選任する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
馬 出 第 一	福岡市南区	檜木 伸昌	福岡市南区	梅野 貴史
名 島 第 二	福岡市南区	藤井 優寿	福岡市東区	中村 裕子

議案第35号

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙につき、東区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

第六十二条

公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
 - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第 35 号

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙につき、東区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

第六十二条

公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。)、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいない。

- 2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。
 - 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者
 - 二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合

を含む。) 当該候補者届出政党

省略

- 4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。